

令和3年度福島県安全で安心な県づくり推進会議 議事録

- 日 時：令和3年9月7日（火）午後1時30分から午後3時40分まで
- 場 所：北庁舎2階 プレスルーム
- 出席者：別紙委員名簿（出席者一覧）のとおり
- 概 要：以下のとおり

1 開会

○半澤主幹

只今から、福島県安全で安心な県づくり推進会議を開催いたします。私は、危機管理課主幹の半澤と申します。本日司会を務めますのでよろしくお願いいたします。なお、本日、リモートでの出席をお願いしております。県側の方も、挨拶、説明等、画面の都合上着座にて進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、始めに、危機管理部長よりご挨拶を申し上げます。

○大島部長

皆さん、こんにちは。危機管理部長の大島でございます。本日は、お忙しい中、推進会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から安全で安心な県づくりに御理解、御協力をいただいております。厚く感謝申し上げます。始めに、安全、安心に関わる本県の状況につきまして2点ほど申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在、21都道府県で緊急事態宣言が出され、12県にまん延防止等重点措置が適用されておまして、1日当たりの新規感染者数や医療提供体制は危機的な状況が続いております。本県においても、今月12日まで重点措置が適用されるとともに、非常事態宣言が出されており、対策の効果は少しずつ現れているものの、依然として医療提供体制は深刻な状況にあります。こうした困難を乗り越えていくためには、行政と県民の皆さん、事業者の皆さんが危機感を共有し、一体となって感染防止対策に取り組んでいくことがますます重要となっております。

次に自然災害につきましては、今年2月に福島県沖を震源とする地震が発生し、国見町、相馬市、新地町で震度6強を観測するなど、県内各地で大きな揺れに見舞われ、死傷者などの人的被害とともに、多くの住家被害が発生いたしました。10年前の東日本大震災の記憶がよみがえり、地震の怖さと日頃の備えの重要性を改めて強く感じたところであります。

さて、安全で安心な県づくりににつきましては、平成29年3月に基本計画を改定し、各分野における取組を進めてまいりましたが、今年度の総合計画が改定されることから、本計画についても見直しを行うことといたしました。

本日の会議では、基本計画の指標の達成状況や施策の取組状況のほか、基本計画の見直

しの方角性について、ご意見をいただきたいと考えております。委員の皆様には、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○半澤主幹

ありがとうございました。それでは、早速、本日の議事に入りますが、議事に入る前にお手元に郵送させていただきました資料のご確認をお願いいたします。

資料は5つになります。資料1-1、計画終期における指標の達成状況について（総括）、資料1-2、計画終期における指標の達成状況一覧表、資料1-3、計画終期における福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画に基づく指標の進行管理表、資料2、計画終期における福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画の取組状況、資料3、令和3年度「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」（改定案）の概要・方向性について、となりますが、全てお揃いでしょうか。お揃いでしたら手を挙げていただけると助かります。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事進行につきましては、奥原会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○奥原会長

はい。それでは、今年の11月2日以来でございますが、本日は、先ほど大島部長からもありましたように2件の議事を進めさせていただければと思います。どうぞご協力お願いいたします。

1点目は現行の基本計画に関わるいわゆる進行管理の総括という点でございます。このあと、事務局からご説明いただいて皆様からご意見をいただくというのが1点目でございます。2点目は改定の考え方をお示しいただくのですけれども、新計画とっておりますが、基本計画の改定をどういう考え方でお進めいただくのかというご説明を事務局からいただいて、皆様からご意見をいただきたいというのが2点目でございます。時間の方は概ね2時間くらいを予定しておりますが、途中、横田委員が3時前くらいにご退席になられるということでございますので、時間を見ながらでございますが、横田委員になるべく2点目についても言及いただければと考えております。それでは、進めさせていただきたいと思ます。

議事の1点目でございますが、議事次第にございます指標の進行管理に関わる総括及び推進施策の取組状況というようなことでございます。先ほどの資料の1-1、1-2、1-3、資料2ということでご説明いただければと思います。それではよろしくお願いいたします。

○千葉課長

危機管理課長の千葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の1-1をご覧ください。計画終期における指標の達成状況についてということで総括的な資料でございます。まず、この資料の下の方でございます困みの部分についてご確認いただきたいと思ます。この計画においては、分野指標、モニタリング指

標、意識調査の3つの指標がございます。分野指標については、施策の達成度を図るための指標、モニタリング指標については、各施策が目指す状況を確認するための指標、そして、県民の意識を図るための意識調査という形で区分しております。この指標の1番上をご確認ください。指標については、今申し上げましたとおり3種類ございますが、合計55の指標がございます。2番目でございます。分野指標は31件ございますが、そちらの達成度について記載しております。まず、計画期間において目標を達成したものが16件、向上したものが12件、変動なしが2件、更なる取組が必要なものが10件という結果になっております。なお、この評価につきましては、この計画は平成22年度からでございますが、その時点と昨年度の数値を比較した状況で評価しております。一部、平成22年度以降に設定したのもございますが、概ね平成22年度からの比較という状況が今申した点でございます。各指標における評価のうち、A、Bについては70.0%となっております。計画期間における取組の成果については一定の評価ができると考えております。一方で、現況値が計画策定時より低い数値になっているD評価のものは25%ございまして、更なる取組が必要である状況でございます。

次に資料1-2をご確認ください。こちらは指標の達成状況の一覧表ということで資料1-3のそれぞれの指標の状況を示しておりますが、その分野ごとに集計したものでございます。こちらの資料で進めさせていただきます。

まず、防災の推進でございます。こちらにつきましては、意識調査を除く9つの指標のうち、Aが3つ、Bが3つ、全体の66%が計画策定時の現況値から向上している状況となっております。本分野の計画終期における取組の成果としては一定の評価ができると整理しております。なお、意識調査につきましても、指標が上昇しておりまして県民の意識としても評価できるのではないかと考えております。

次に原子力発電所周辺地域の安全確保の推進につきましては、こちらにつきましては、モニタリング指標のみの設定となっております。評価は実施しておりません。

次に資料の裏面をお願いいたします。3防犯の推進でございます。こちらにつきましても、モニタリング指標のみの設定でございまして、評価は実施しておりません。なお、モニタリング指標でございますが、目標を示しているものの3つのうち、2つは目指す目標値となっております。

次に虐待等対策の推進でございます。こちらにつきましては、モニタリング指標を除く2つの指標のうち、Cが2つということで目標値に達することができなかつたと評価してございます。

次のページをお願いいたします。5交通安全の推進でございます。分野指標2つがAでございまして、指標の達成はできたという状況でございます。

続きまして、6医療に関する県民参画等の推進でございます。モニタリング指標を除きまして14指標ございます。Aが3つ、Bが7つでございまして、全体の71%が計画策定時より向上しているということで一定の評価ができると整理しているところでござい

す。なお、モニタリング指標の6－9小学校のやせ傾向の割合につきましては、目標の低下はなっていないと出ております。

続きまして、次のページの7食品の安全確保の推進でございます。こちらにつきましては、モニタリング指標を除く5つの指標のうちAが3つでございます、全体の60%が目標達成となっております。本分野の取組の成果としては一定の評価ができると整理しております。

続きまして、次のページの資料でございます。8生活環境の保全でございますが、モニタリング指標と意識調査を除く7つの指標のうち、Aが4つ、Bが2つ、全体の85%が目標達成又は現況値が計画当初から向上しております。本分野の取組の成果としては一定の評価ができると整理しております。モニタリング指標につきましても8－8につきましては目標どおり減少してまして、8－7については、残存件数が増加する一方、残存量は減少するという目標とは相反する結果となっております。また、意識調査につきましても目標とする数値が上昇しておりまして、県民の意識としても評価できるのではないかと考えております。

次に9消費者の安全確保の推進でございます。モニタリング指標を除く1指標がAであり、本分野の目標は達成できた状況でございます。なお、モニタリング指標の9－2につきましては、目標の上昇とはなりません。また、意識調査においては、目標となる数値が減少しておりまして、県民の意識としても評価できると考えております。

続きまして、10犯罪被害者等支援の推進でございます。こちらにつきましては、モニタリング指標のみの設定でして、評価を行っておりません。なお、モニタリング指標のうち、10－1につきましては、目標値を達成している状況となっております。最後でございますが、推進体制の分野でございます。意識調査のみであるため、評価を行っていない状況でございますが、この意識調査の結果としましては、目標の上昇という形にはなっていない状況でございます。

資料2、基本計画の取組状況につきましてはの資料でございます。こちらにつきましては、昨年度で計画終期であったということもございまして、それぞれの取組の評価についても記載させていただいているところでございます。事前にご確認いただいていると思いますので説明は省略させていただきます。以上でございます。

○奥原会長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、今の事務局からの説明に対するご質問をお受けしたいと思います。質問ございました場合には、あらかじめ事務局とは調整しているかと思っておりますけれども、Zoomの画面の一番下の右から2番目にリアクションというのがあって、リアクションの参加者マークですね、お手を挙げていただくマーク、何でも構いませんから、マークを出していただいて、ご発言いただければと思います。カメラも鮮明に写っていますので、挙手でも

構いません。それでは、どなたでも構いませんので、ただいまの事務局の説明に関しましてご質問なり、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。なお、発言の際にマイクのミュートをはずしていただいて発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

感想のようなものでも結構なのですが、例えば、皆様のご関与されていらっしゃるようなところで、今回の事務局のご説明で感覚的にも良いかなとか、指標ではこうなっているのだけど、実際の感覚としては少しこんな感じが違うかもしれないとか、こういうところが逆に進んでいるかもしれないとか、そういうようなご感想的なものでも結構でございます。

はい。横田委員お願いいたします。

○横田委員

7-2の食品の安全確保の部分なのですが、教えていただきたいのですけれども、多分今年表示が変わったので数字が下がったのかなと思ってはいるのですけれども、資料1-3を見させていただくと、平成22年から令和2年まで、なんとなく下がっているんですね。年々下がっていて、適正表示率が下がるということは、不適正な表示が増えているという数字になってしまうのですけれども、この要因はなんでしょう。今年表示法が変わったので対応しきれなくてなんだろうなと思っているのですけれども、平成27年度の98.8%を山に、100%にほぼほぼ近かったのにだんだん下がってきているので、この要因はなんでしょうね。農家さんがチェックしているところが変わったのか要因があれば教えていただければと思います。

○奥原委員

はい。ありがとうございます。

今の点、資料の1-3では12ページにございますが、7-2というところの指標のことでございますね。それでは、事務局もしくは、関連してこちらが農林水産部さんの所管になります。

○農林水産部

県農林水産部企画主幹の戸城と申します。今の横田委員のご指摘でございますけれども、現状細かい原因分析まではしてなくてですね、数字は認識していたのですが、農家さんの方が問題なのか、法律等変わったことによってなのか、我々の資料不足で対応できていない部分があるため、担当課に確認しまして、後ほどご回答させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○横田委員

ありがとうございます。

余談なんですけれども数年前は表示のセミナーをやられたりとか、農家さんが6次化商品に取り組み始めた時、そういう裏ラベルの表示って県の方でも農林事務所さんの方でも色々やってくださっていたので、その時って皆さんけっこう意識が高かったと思うんですね。今も高いとは思いますが、農家さんでとなると、どうしてもついていけなくなってしまって、貼りっぱなしとか対応しきれないというところが出て結果的に裏ラベルが無効になってしまうということも考えられるので、変わった時は、手厚くセミナーとかしていただきたりするといいのかなと思います。すみませんがよろしく願いいたします。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。

それでは、下がった原因については、また後日ご報告いただけるという点と横田委員の方から出た非常に大事なことだと思いますけれども、何らかの指標の変化ですとか、1年に1回やっていたいでいるのですけれども、中間点でも変化あった時には何かフォローいただいて、場合によっては今のようにフォローをあらかじめやっていたきながらですね、年間を通じた向上を目指すという点も前の協議会でもそういった点も出ていたのですけれども是非お願いしたいと思います。

○奥原会長

他にご意見ございますでしょうか。

それでは、宍戸委員お願いいたします。

○宍戸委員

感想なんですけれども、私が一番興味があるがん検診の結果がD判定で減ってきているということで資料1-3を見ると、ここ3、4年前から少しずつ下がってきているという状況で、さらに昨年度はコロナの関係でガクッと下がっているのではないかなと心配をしておりますが、この辺色々考え方あるかもしれませんけれども、この次にも是非この辺はどうしてもがん検診を持ち上げないとがんの生存率が上がってきませんので、この表を見てちょっとがっかりしたところが正直なところですので、何とか対策をさらに進めなければいけないんだろうなという気がしました。感想です。

○奥原会長

ありがとうございます。

今、がん検診の検診率については資料1-3でいいますと9ページですね。9ページの上の段に胃がんからそれぞれの数字が出ておりますけれども、今、宍戸委員からご指摘あ

ったように平成28年度くらいから下がり気味で。

○宋戸委員

平成28年度がピークで少しずつ下がってきているというところで。

○奥原会長

この辺のテコ入れ。これは、もしかすると新計画でも関連すると思いますが。

○宋戸委員

是非そちらにはより強力に載せていただければと思います。

○奥原会長

ありがとうございます。

他に何かご感想でも結構ですし、それでは藁谷委員お願いします。

○藁谷委員

私の方は防災の推進ということで資料1-1ですね。こちらの方の内容で、D評価をいただいているところは、例年下がってきてしまっているのは承知しておるので、今後またやり方とか考え方とか変えて取り組まなければならないだろうなと感想を持ちました。また、資料1-2にある本県における防災士の認証登録数というところなんですけれども、目標1120人以上ということで、令和2年度の現況値は2902人ということでA評価になってはいるのですけれども、県では特に取組はしていないで一般の方々、もしくは自治体さん、もしくは大学・専門学校などが取り組んでいる実数が実際に増えてきているという状況をとらえていると思うので自然増なのかなと思っているのですけれども、地域の偏りとかそういうのを調査していったり、弱い部分ですね、こういったところを強めていく、もしくはそういった目標を持った方が良いのかなとも感じましたのでお話をさせていただきました。以上です。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

今の点、達成している部分ももしかしたら未達の部分もありますが、こういった地域的な偏りですか、そういうのはデータとしては。ご担当としては災害対策課さんなのかもしれませんけれども。そういうデータはあるんですか。

○災害対策課

災害対策課の高野と申します。よろしく申し上げます。

毎年消防庁の方で各市町村の自主防災組織活動カバー率については調査しております、確認しております。防災士についても日本防災士機構において毎月各県の防災士数を公表されておりますが、各市町村になりますと把握していない状況でございます。以上です。

○奥原会長

ありがとうございました。

この点、新計画の方にも関連しますが、一つ参加状況でいうと推進体制ということで、先ほどお話しなされた資料1-2の最後でこういった地域活動に積極的に参加していると回答した県民の割合ということで一番最後のページのところで少し現況値が下がってきているというのが気になるところでございますね。新計画の場合にも大事な県民からNPO等の色んな主体がこういった活動に参加いただくのは大事な視点だと思いますけれども、そのベースになる部分が少しテコ入れが必要かもしれないという部分が今ご指摘いただいたかもしれません。2点目としては、データはあるけれども、それが市町村もしくは国とか色んな団体とか県も含めて共有されないということもありまして、こういう問題は今後も色々な調査とかマネジメントなされる時にどこかに情報が偏ってしまっているということは大変もったいないことですので、そういうことについても、今の段階では災害対策課さんから言われたとおりだと思いますけれども、今後そういう地域的なお話とか出てくると思いますので、それについても新計画では、そういうことを解消していけるような取組とかですかね、そういうことを是非お願いしたいと思います。

それでは、ひとまず議事の1を終わらせていただければと思います。

続きまして議事の2としまして、今日はこちらが時間的にもメインになるとは思いますけれども、新計画の方向性につきまして資料3になるのでしょうか。事務局からご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○千葉課長

資料の3をご覧ください。この資料につきましては、計画期間が令和2年度末で満了となりました基本計画の改定に当たりまして、想定する方向性や内容等を整理したものとなっております。特に2枚目以降につきましては各分野における「現状と課題」及び「施策展開の方向性」について示させていただいております。こちらにつきましては、庁内関係部局への照会結果を基に事務局において整理したものでございます。その整理の観点としましては、大きく2つございましてまず1点目については、各部局における取組状況を踏まえた現状と課題、1つ目の議題で示されたものを踏まえた上での現状と課題と、あと2点目として改めてでございますが、安全で安心な県づくりの計画を進める上での観点から整理したものでございます。安全で安心な県づくりとは何かというところは条例でも定めているところではございますが、県民、事業者及び地域活動団体等が行う自助・共助を

基礎とした自主的活動の推進を行うという観点、そして2つ目として自主的活動を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備を行うものだとごさいます。この2点が安全で安心な県づくりということをごさいます。改めてこの原点に戻りまして整理させていただいたものをごさいます。この資料を事務局検討のたたき台とさせていただきまして計画改定に向けご意見を頂戴したいと考えております。具体的には資料で説明させていただきます。

まず、資料3の1ページ目をごさいます。基本的事項につきましては、今回の改定にあたっての基本的な方向性を記載させていただいております。まず、1点目としまして計画期間の満了に伴いまして、先ほど申し上げました各部局での計画期間中の取組の現状と課題を踏まえた内容での改定を予定しているものをごさいます。2点目として計画期間中に生じた社会情勢の変動等を踏まえた改定を行うものをごさいます。3点目としまして、県生活環境部において犯罪被害者等支援に特化した条例の制定を予定しております。その新条例の附則の規定によりまして、安全で安心な県づくり条例第21条の犯罪被害者等支援の推進が削除されることが見込まれます。このことから、この度の計画改定においては、従来の条例に基づく10分野から犯罪被害者等支援の推進を削除するものと整理しております。なお、削除後につきましても従来の取組や施策上の連携等の関係性を担保するため、新計画の基本的事項の中に犯罪被害者等支援については、新規の制定される条例及び計画により実施される。また、新条例に基づく施策の推進に関し、安全・安心基本計画での各施策において相互に連携を図りながら計画を推進していくという内容を基本的事項の中に記載する予定をしております。また、その他、基本的に現行計画の記載を踏襲する考えですが、4の計画期間につきましては、新たな総合計画の期間に合わせることを想定しております。また、9年間と長期の計画になるため、期間中必要に応じ見直しを行うこととしております。

続きまして、2の基本方針をごさいます。本項に記載している内容については、計画の大元となる項目をごさいます。基本的に現行の計画のものを踏襲する想定をごさいます。2の囲みをしている部分、安全で安心な県づくりは基本的視点も含めてでございますが、社会的情勢を整理しまして、安全で安心に資する施策の推進の必要性を導き出すことを想定しての記載としております。最後に1ページ目の一番下、推進体制についてでございます。現行計画においては、第4章に整理されております。計画推進に向けた各主体における体制整備に係る内容を整理しているものをごさいます。計画を効果的に進められるように、記載内容は現行計画を基礎とした上で、内容については検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の2ページ以降をごさいます。冒頭で申しましたように本項につきましては、新計画のメインとなる分野ごとの現状・課題の整理及び課題解決に向けた施策展開の方向性を分野ごとに案としてまとめたものをごさいます。内容については、関係部局への照会の結果を基に整理したものをごさいます。現行計画においては、分野ごとに1つ

から5つの施策展開の方向性を設定し、それぞれに現状と課題が整理された上で具体的な施策・取組が記載されている状況となっております。この構成につきましては、計画の内容を見る上でそれぞれの分野ごと、施策ごとではすぐに見れる状況ではございますが、現在の計画を見ますとかなり細かく分かりづらい印象も与えかねない構成となっている状況でございます。今回の整理としましては、分野ごとに直接ぶら下がるイメージでその分野全体をカバーする形での現状と課題の整理を行いまして、それに対する施策展開の方向性を定めていくということをご想定しているところでございます。冊子としての全体的な構成や具体的施策に関する記述をどのように行うか等については今後の検討となりますが、「分かりやすい」「把握、イメージがしやすい」という観点での構成を心がけ、検討を進めたいと考えているところでございます。

それでは、2ページ以降の分野ごとの説明をさせていただきたいと思っております。まず最初に、1防災の推進でございます。現状と課題でございますが、令和元年東日本台風を始めとした近年における自然災害の頻発化、激甚化は県民生活に大きな不安を与えております。そういう観点から、自助・共助・公助の視点による防災力の向上が課題といえると考えています。ここでは、自助・共助・公助それぞれで現状と課題の整理を行ったところでございます。それを踏まえて施策展開でございますが、課題解決に向けて記載の4項目を施策展開の方向性として提案させていただいております。なかでもより重点的に進めるべき取り組みとして考えたものをゴシック体にて記載しております。本分野につきましては、自助・共助の観点から、(1)防災意識の向上と避難行動の実践、マイ避難の推進等、と(2)地域防災活動の充実、自主防災組織の活性化に向けた取組等を重点的に取り組むべき施策であると整理しているところでございます。

続きまして、2原子力発電所周辺地域の安全確保の推進でございます。現状と課題でございます。国でのALPS処理水の処分に係る基本方針の決定に対しては県民等から様々な意見が提示されております。浄化処理の確実な実施や万全な風評対策等が着実に進められるよう、県として国、東京電力に求めていく必要がある状況でございます。加えまして、国、県、市町村が連携して原子力防災体制の充実強化を図る必要があることを現状と課題で整理しております。施策展開としましては、従来どおり、原子力発電所の安全監視及び環境放射線モニタリングの実施と情報発信に取り組みますとともに、ALPS処理水への対応や防災体制の充実強化を重点としているところでございます。

続きまして、3防犯の推進でございます。現状と課題でございます。刑法犯認知件数に減少傾向は見られますが、新たな形態の犯罪の増加などから、治安情勢が予断を許さない状況と分析しております。加えまして、自主防犯活動に関しまして、地域リーダーの高齢化などの様々な要因から自主防犯活動の維持自体が困難になっている状況や防犯教育の重要性などが求められているということで提示させていただいております。施策展開の方向としましては、現状と課題の整理を受けまして、自助・共助・公助の観点によりまして、防犯活動の充実と防犯環境の整備について重点事項と整理しております。

続きまして、4 虐待対策の推進でございます。現状と課題でございますが、家庭内、施設内等、様々な環境において、弱い立場に置かれがちな方々への虐待事案の潜在化やコロナ禍における生活環境の変化により女性に対する暴力事案の増加等を懸念すべき事案として提示させていただいております。さらに、虐待の早期発見等のためには、共助の観点からも地域をあげた対応の重要性を提示させていただいております。施策展開としましては、現行体制においては、虐待等の防止体制の整備を取組の方向性としていたところでしたが、さらにそれを一段進めまして、防止体制の強化としてあげさせていただいております。また、公助の観点からも被害者等への支援の充実を重点と位置づけているところでございます。

続きまして、5 交通安全の推進でございます。現状と課題でございます。交通事故件数は減少傾向であります。東北各県と比べるといまだ交通事故死者数が多い現状であります。そういった観点から、交通事故防止対策の重要性を提示させていただき、加えて、事故死者の半数を占める高齢者に対する事故防止への取組が特に重要であると分析しております。加えまして、高齢者、子ども等の安全確保のため、道路交通環境整備に配慮した形での交通安全対策を推進する重要性を掲げております。施策展開といたしましては、自助の観点から、交通安全の基礎となる一人一人の交通安全意識の向上を重点と捉えたほか、環境に応じた交通安全対策に向けた取組も位置づけております。

続きまして、資料は次のページでございます。6 医療に関する県民参画等の推進でございます。現状と課題でございますが、本県の状況として、死亡原因の約6割が生活習慣病によるものであることからセルフケアを心がけた生活習慣の実践の重要性を提示するとともに、がんや糖尿病等の早期発見・予防について検診の有効性を提示させていただいております。また、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症の鎮静化に向けては、正しい知識の普及啓発及び感染拡大防止対策の徹底が必要であることや、放射線による健康被害等に対しては潜在的な不安が存在していることから、これに対しても正しい知識の普及啓発の重要性が増しているという観点を提示させていただいております。施策展開としましては、今申した整理から疾病に対する正しい知識の普及啓発を重点的取組として提示しております。

続きまして、7 食品の安全確保の推進でございます。現状と課題といたしましては、食の安全に関する情報のはん濫等によりまして、県民自らが食品の安全性について正しく判断することが困難な現状にあると分析しまして、対策として知識の普及と情報提供の重要性を提示しております。また、消費者の視点を重視し、生産から消費に至る一貫した食品安全対策の取組の継続や検査の実施、正しい情報の発信、知識の普及等による食品中の放射性物質対策の重要性などを提示しているところでございます。施策展開としましては、食品の安全確保としまして、食品の安全対策の強化及び食品中の放射性物質対策への取組を重点と捉えております。これらの施策は現在も取り組んでいるところでございますが、今後も強化を図りつつ継続して取り組んでいく必要があるものと整理しているところでござ

ございます。

続きまして、8生活環境の保全でございます。現状と課題でございますが、水・大気環境においては概ね環境基準を達成し良好な状況でございますが、継続した環境保全対策の重要性を示した上で、県民、事業者等、各主体が連携して環境負荷を極力少なくする取組を実践することが重要だという整理をしております。加えまして、環境放射線量につきましては、引き続き、きめ細やかなモニタリングと正確かつ分かりやすい情報発信に取り組んでいく必要があることを提示しております。施策展開としましては、ただ今の整理を受けまして、自助の観点から県民一人一人の生活環境保全に関する意識の向上を重点と捉えております。また、現行計画からの継続になりますが、放射性物質に対する正しい知識の普及と環境汚染からの回復を重点としてございます。

9消費者の安全確保の推進でございます。現状と課題でございますが、自立した消費者の育成を目的としまして、それに向けた適切な情報提供等を行う必要性や一人一人が賢い消費行動を行う消費者市民社会の実現に向けた取組の重要性を提示しております。加えて、契約等に関する違反業者への監視、指導体制の強化や相談機能の充実強化が期待される状況を整理しております。施策展開としましては、自助の観点から、現行計画における自立した消費者の育成を受ける形で消費者の安全意識の向上を重点として位置づけております。

資料の最後でございます。3ページ目の一番下でございます。今ご提示しました計画の方向性につきましてこのような形でご審議いただきたいという部分をご説明させていただきます。今後の日程等につきましては、記載のとおり、この計画につきましては、今年度末の改定を予定しております。この改定時期に向けまして、本日の各委員の方々からの御意見等を基に中間整理案というものを作成し、11月中旬に第2回推進会議を実施し、そこでの検討を踏まえまして、年末からのパブリックコメントを経た上で、令和4年2月中旬に予定する第3回推進会議において最終案をご検討いただきたいと思いますと考えております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

今、事務局の方からご説明ありましたように新計画ですね、改定計画といえますか、そちらの方の原点に戻ったお話とか今後の進め方ということまで含めてご説明いただきました。そういう意味でいうと、改定するというところでレビューさせていただくとそもそもいいですか、この基本計画というものが安全安心に暮らせる地域社会の実現を目指して色々な方々の自助・共助を基礎にした自主的活動を推進していこうということ、これも条例を凡例してきたんですということと、2点目として、そういうものを促進する自主的活動を促進するための環境整備というものを推進していくんだということがこの基本計画の基本精神といえますか、骨格ですということのご説明を踏まえた上で色々な計画論として

の組み立てをされているということでございまして、そういった意味で改定にあたってはですね、具体的には資料3としてゴシックのような形で改定を検討しているということでございますが、それはとりもなおさず、分かりやすいとかですね、イメージしやすいとか自主的活動を促進していくということで基本計画を読んだ方々がそういった自主的活動をさらに促進していくような書きっぷりといいますか、そういうようなものをこの中で情報提供していくんですという考え方ですね、示された上で各論として1～9の分野についてのご説明があったということをご前提としましてですね、皆様からご意見を伺いたと思います。大きな話としては資料3の1ページにございますような基本方針とかですね、そういうものもございますし、それから多少各論になるかもしれませんが、2ページ目からございますように各分野ごとの見直し案というのでしょうか、そういうことについて皆様の方から、ご担当といいますか、ご関心のある分野に関して、全体としてはこういう視点が抜けているのではないかとか、こんな考え方を入れられないのかとか、各分野については見直し案でこんなことが出ているのだけれども、こういうような方向性もあるのではないかとか、9年間を考えるとポイントになるのではないかとというようなお話で、例えば先ほど横田委員の方から食品の適正表示率のお話がありましたけれども、そんなこととか穴戸委員からもがん検診の話とかありましたけれども、そういうことを踏まえて大きなことから小さなことまで色々あると思いますが、是非色々ご意見いただければと思います。時間的な関係もございまして最初にもし横田委員の方からお話ございましたらお願いしたいと思います。

○横田委員

ありがとうございます。

2つほど文面から教えていただきたいところがございますが、まず、2枚目の5なんですが、5の交通安全の推進のところの1行目で東北各県と比較しても交通事故死者数が多いとなっているんですけども他の県はどんなものなのですかねということが気になったので教えていただきたい、あと、6のがん検診も同じく受診率が低いとなっているんですけども福島県が低いのか他の県は高いところはすごい高いところがあったり事例があったりするのですかね。低いというのがどのくらい上げれば平均になるのかというのが分かれば教えていただければと思ったのですが、2点ほどお願いします。

○奥原委員

はい。ご担当はちょっと違うのかもしれませんが、交通事故数を各県と比較する点が一つとがんの受診率の件、2点お願いできますでしょうか。

○生活環境部

生活環境部でございます。県外の交通事故死傷者数の県外、全国規模の把握については

担当課の方に確認してみないと分からない部分がございますので、こちらについては大変申し訳ございませんが、確認した上でご回答申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○奥原委員

はい。それでは2点目のがん検診の件はいかがでしょうか。

○保健福祉部

がん検診の関係について保健福祉部の伊藤からご説明したいと思います。がん検診の福島県の受診率については、全国平均よりは高いという状況になっております。ただ、国の方では50%以上を目標としておりますので、それに比べれば低いという現状になります。以上です。

○横田委員

50%以上より低いということで承知いたしました。検診の受診って自分で行くことが多いと思うのですが、私が行っているクリニックの先生は、ちょっと具合が悪いと言うと強制的にがん検診をさせられるんですよ。そういうところで受診率が上がるのかなと思いますので、先生とタッグを組んでください。よろしくお願いいたします。

○奥原会長

はい。ありがとうございます。

そういう意味でいうと、コロナの件もそうでございますが、そういう先生方といいたいでしょうか、そういう方の考えは直近においてもがんの問題でも非常にキーワードだと思いますけれども、この点先ほどちょうど宍戸委員からがん検診の話が出たので何かヒントといいますか、先生方を巻き込む自主的活動のヒントはないかなと。

○宍戸委員

福島県は総じていうと意識が高くて悪くない数字だとは思いますが、全体的なこと、残存生存率を上げようとする、がん検診をして治る人を増やすということが基本だということですので、そのためにも目標を少し高めにして少しずつあげていくことになる、多分検診をやられている先生方は皆さん上げなきゃいけないんだという意識がありますので、そういう意味では他の関係団体と協力してというような医師会だとか、医師の団体を基本でという形がよろしいのではないかなという気がします。

○奥原会長

はい。ありがとうございました。

この資料3の6のがん検診に絡む見直し案の(3)ですか、これは元からあったということですが、行政と医療関係団体の連携強化ということでございますね、今の宍戸委員のようなことでこれを先ほど事務局がお話したように連携の強化は具体的にどんなこととかですね、どういうイメージで考えればよいのかなど、そういうことが出てくる期待を是非新計画の方には載せたいなというのを思いますが、まだこれは頭出しでしょうか、そういうことについて今、横田委員が言われたように少し踏み込んでいってきなさいというような背中を押していただくようなですね、そういう活動を上手く盛り込めるようなことですかね、そういうことでしょうかね。

○宍戸委員

例えば乳がん検診なんかは無料券を配るとかね、そんなことやってあげているところもあります。そのようなところも一つの考え方かなというところでございます。

○奥原委員

それは細かいことになりますが、市町村ごととか違うわけですかね。

○宍戸委員

県だったか自治体レベルでの話だったと思いますけれども。そういう風にして増やそうと。やはりなんとなく敷居が高いという受け取り方もありますので。何かの弾みをつけていただくことが必要かなと。

○奥原委員

そうですね、きっかけ、弾み、そういうものも上手く盛り込んでいくことですね。ありがとうございます。他に何か。

○宍戸委員

はい、ついでに医療の関係のところですね、新型コロナウイルス感染症のことが書いてありますけれども一方これから5年、10年まではいかないかな、けっこう長期の話になっているので新型コロナをどんな風にして長期として捉えるかという問題があるのかなという気がしています。そういう意味で私の提案なんですけれども、新型コロナウイルスに限らずワクチンという意味でいわゆる予防医学という意味でのワクチンを広く捉えて、その中で今回は新型コロナウイルスの話ということも必要なのかなと。中を見ると麻しんワクチンの接種率みたいなものを上げようというものがでてきましたけれども色んなところでワクチンの接種率をいかに高めるか、これを上げるというよりは、今けっこう良いところもありますので下げないようにどうやって実施していくかということも大事なところになるかと思っておりますのでワクチンという形で広く捉えることができないのかなという気

がしています。

色々話題になってはいますが、もう一つ、子宮頸がんのワクチンとかパピローマウイルスに対するワクチンの話を私の希望としてはできるだけこういうので取り上げて、より皆さんに接種を子どものうちに接種をしていただくということが将来のがん予防に、子宮頸がん予防につながるというようなデータとして出始めましたので、その辺のところをどのようにということで、けっこう社会的にパピローマウイルスのワクチンというのに反対する人たちもけっこういるような気がしますけれども何らかの形でその辺、具体的なことは入れるかどうかは別として雰囲気的に必要なワクチンはすべきだという方向性は入れていただければありがたいなと気がします。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

そういう意味で事務局といいますかご担当ですか、今、宍戸委員からお話ありました新型コロナウイルスについての基本方針の中には新型コロナウイルス感染の新たな脅威というのが一種の背景論に出てきているんですけども、実際にその施策展開のところは今のワクチン的なお話とかそういう予防という部分、自主的かどうかは別としてそういう制度的なものが入ってくるのでしょうか。それとも別枠になるのでしょうか。

○宍戸委員

どうなのでしょうね、そこは県としてこの委員会自体をどんな捉え方をすべきなのかというのがちょっと推測がしにくいところがありましたので。

○奥原会長

一応事務局から聞いてみたいと思いますが。この辺は保健福祉部さんですかね。

○保健福祉部

はい、保健福祉部の伊藤でございます。新型コロナウイルスに限ったことではなくという先生のご意見かと思えます。新型コロナウイルスがいつまで続くのかということもありますので、その他の新たな感染症の発生ということも今後9年間には予想されることから、そういう形を含めた方向性で検討していきたいと考えております。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

それでは、この見直し案のところ、特に医療に関する県民参加推進に限りませんが、まだ色々な問題意識とか今日の議論を踏まえて加えたり見直しのことも考えて良いということによろしいでしょうか。

○千葉課長

申し上げたとおり、すぐこの場でなくても検討いただいてですね、構成についてどのように取り上げた方が良いと判断する部分がございますら事務局までお寄せいただければと思います。時期も含めてご案内させていただきたいと思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

それでは、今後10年弱を踏まえると固有名詞はコロナという形にならないかもしれませんが、一種の予防的なお話ですとか先ほど冒頭で出たような医療関係の連携強化とかというのがもう少し分かりやすく、具体的にこんなことなんですというのを盛り込んでいただけるように是非お願いしたいと思います。

他に何かご意見等ございますでしょうか。それでは、松本委員お願いします。

○松本委員

はい。松本です。私の方は2点あるんですけども、1点目は、安全で安心な基本計画を長年やってきたんですけども、全体的に1～9まで同じような推進体制になっていて、今期はこことここを焦点化していくみたいに、もうちょっとメリハリをつけるような計画の作り方はできないかなと思ったんですけども、なぜなら一番最初にこの計画を立ち上げたとき3.11からの復興と防災体制をメインに進めてきたんですが、それが10年経ってきた時点で新たな局面になっているので、やっぱり今みたいに医療だよねとか食品だよねってことについて、やはり県民が安心して生活できるための説得力を持たすためにも、もうちょっと焦点化した方が、県民の方々、一般の方々も取っつきやすいんじゃないかなというのが1点です。

あと、私の方からの関連でいうと社会福祉、県民保護関係の方なんですけれども4のところの虐待対策の推進については、見直し案では虐待防止の強化又は家族への支援という風に一歩進んでいただけることが非常に私としては賛成なんですけれども、最近虐待は、児童の虐待もいじめも女性の問題も女性の自殺もですね、非常に社会的に弱い立場の人々、いわゆるバルネラビリティとか言うんですけども、そのような人々に対しての権利擁護、人権って言いますかね、権利擁護の視点がなんかすごく薄れちゃっているような部分を感じます。女性に対してもです。だからこそ虐待の防止という前にもっと思想的な考え方で価値観的なことを言うのであれば、やはり権利擁護と虐待等の対策の推進というような権利擁護、いわゆる人権を大切にするような子どもに対しても女性に対しても障がい者に対しても高齢者に対しても必要なのではないかなと思いますので是非権利擁護の視点を住民だけではなく行政の方にもお願いしたいところがありますので是非いれてもらいたいというのが私の希望です。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

1点目の大きな話かもしれませんがメリハリ感をつけて全体として説得感というんですかね、時代を背景にした説得感を持たせたらどうかというお話が1点とそれから虐待のお話でございますが、これも非常に大事な点であると思いますし、ちょうどパラリンピックが終わった直後ではあります、いわゆるキーワードとして共生のようなですね、キーワードがでてきたり、その背後には松本委員がご指摘なられたような生きる権利なり、人権というものがベースとしてあるということなので改めてそういう人権的な視点を見て分かるような形で入れていただきたいということでございますが、1点目、2点目につきましては事務局の方からお話いただければと思います。

○千葉課長

2点ご指摘ございました。今すぐ即答できる部分ではございませんが、考え方として共感させていただいたところではございますので整理いたしたいと思っております。いわゆる取り組む中でメリハリをつけてですが、確かに10年間振り返って現状の課題等が見えてきたところではございます。この間、最初作ったときと劇的に違うのが作ってすぐに東日本大震災を迎えたということ、あるいは現状として様々な災害が頻発している、まさに今はコロナ禍であるという部分で状況は非常に変わってきているところではございます。その中で、先ほどご説明したように自主的活動の推進などをですね、この辺進んでいるのか後退しているのかという部分も踏まえてですね、先ほどの各分野の整理をさせていただいたところではございます。打ち出し方ですね、この計画を作ったからといってすぐに前に進めるというわけではなく、それをいかに事業展開していくかという点になるかと思っております。その点につきまして、まず計画でどういうところを見せるのかという部分をしっかり骨格を作りながら、それに向けてそれぞれの部局とそれに向かって進むという中でどういう風いわゆる外だしするかとか、事業者さん、県民の方々とどういう形で進めていくかという点で焦点化という風に分かりやすい部分かと思っておりますし、1分野だけなのかそれぞれグルーピングしてという考え方もあるかと思っておりますのでその点についても検討させていただきたいなと思っております。それと虐待の部分で直接の担当ではございませんが、まさに安全安心というのは県民にとって安全はレベルの話ではありますけれども、安心というのは心理的なものでございまして安心という部分に思想といいますかね、考え方、バックボーンがないと人によって様々なレベルの判断がございまして、そういう考え方は虐待だけではなくて、どういう形で取組が必要なのかということを示すのかということが重要だと思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。では、渡辺委員お願いします。

○渡辺委員

郡山市セーフコミュニティ課の渡辺と申します。いつも大変お世話になっております。

私から一つご意見なんですけれども今回の基本計画が期間としては令和12年度までの計画にするということで2030年になるかと思うんですけれども、2030年というとSDGsの目標の達成を目指す年度と一致しているのでこの計画の推進ですね、SDGsの17項目の整合性なんかを上手く入れることによってSDGsは県内の市町村も取り組んでおりますし、企業さんも率先して取り組んでいることなので、この安全安心な県づくりの計画が県一体となって推進していくものとなるのではないかと思います。是非このSDGsのゴールとかですね各施策が整合性とれるような見せ方ができれば良いなと思いますのでよろしく願いいたします。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

渡辺委員の方からご指摘ありましたSDGsとの関連、今回のベースになる新総合計画の方の現在中間取りまとめの段階でございますが、パブリックコメントにかかるところでもSDGsの基本思想のようなものが総合計画の大きな流れを作っているという点で評価もございまして、私も個人的に分かりやすいという点からもわかりやすいと思いますので、これは見せ方の問題かもしれませんけれども、そういう点について反映したような基本計画にしていただければなということでございます。これは各論というよりは全体を通す一つの流れみたいなものかもしれませんが、事務局の方で何かあれば。

○千葉課長

ご紹介させていただいたとおり課題と社会情勢の中の部分ですね、入れさせていただいている部分でございます。先ほど虐待の関係で思想の部分もございましたが、総合的なSDGsの考え方自体が安全安心につながる観点で捉えるというのは十分可能ですので整合性についても検討していきたいと思っております。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

すみません、先ほど田崎委員からもご発言ご希望あったのでお願いします。

○田崎委員

ありがとうございます。田崎です。何点かお聞きしたいと思います。やはり高齢社会になってきているので高齢者の問題には交通事故や医療問題があります。関連して認知症の

問題が皆さん心配なさっていて、認知症になったらどうルールを守って行動できるかその辺の対策を具体的に示していただければと思います。

医療に関しては先ほどかかりつけのお医者さんというお話が出てきたかと思いますがけれども、これからはそれがもっとも重要になってくると思います。今回のウイルスの予防接種についても、かかりつけのお医者さんの承諾を得てということがあるので、高齢者に限らず地域のお医者さんがもっと重要になります。そのためお医者さんと市町村や県との連携を密にし必要な方に情報が届かない、分からなかったということのないようにしていただければと思います。

7の食品になると思うのですが、先ほど資料の1-3の12ページで不良食品発生件数がだいぶ減ってきていて目標は達成をしているので、ここ1、2年はすごい成果がでていると感想を持ちました。現在はテイクアウトという消費行動が加わっているので、それに合わせた何かチェック体制が必要になってくるのではないかと思います。

消費者にとって身近なテーマは、騙されないことや、健康でいる、安全に過ごすというのはとても大事になってくると思います。9消費者の安全確保の推進では、身近なところを充実させていかなければいけないと思います。そのために一人一人が自立することは、なかなかそれは難しいことであるため自分ではなかなかできないので行政による地域の支援があってできることだと思いますし、継続していかなければと思います。学校、職場、家庭との連携と言われますが、この辺をもう少し具体的に支援していただければなと思っております。SDGsというのはすごく難しい部分があって消費者にとってはまだまだ分からない部分があります。最初にあまり大きなテーマで言われてしまうと自分に関係ないとなってしまうので、身近なところから進めていくことが必要かなと思っております。

全体的には情報発信や普及啓発ということがよく使われているのですが、それに対するプラン、目的達成する手段が具体的に出てくると県民としてもすごく分かりやすくなるのではないかと思います。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

何点か重要なご指摘をいただいたかと思いますが、現段階の方向性の案として出てきている中で一つ交通事故のルールが認知症の方が認識できないのではないかなというように、交通事故そのものを見てもなかなか分からない部分だと思いますけれども、そういう部分、それからかかりつけ医の話ですかね、全体的にテイクアウトもそうですし、最近全体のパーセントは低いのでしょうけど、なかなか目の行き届かない、田崎委員のお話ですと落ちこぼれないようにというか、そういう意味かもしれませんが、全体のパーセンテージは低いんですけども、高齢化で認知症の問題が大きくなったり、食品衛生の問題でもテイクアウトみたいな、時代が変わってくると頻度が増えてくる、そういう部分についての取扱いといいますか、考え方とか、そういうのはコロナ禍に入れてくださいとい

う言い方になるんですかね、一つ一つは答えにくいかもしれませんが、もし何か何点かお答えいただけるものがあれば、お願いできますか。

○警察本部

警察本部の紺野と申します。まず高齢者の事故についてですが、認知症対策、高齢者対策となると家族の協力だったり地域の協力というのが不可欠になってきますが、高齢者に対しては、他の世代に対する高齢者の意識を高めるための啓発活動を行って高齢者の事故防止を強化しているということと、高齢者はどうしても夜間の事故が多いということで夜行反射材を交付してもらって事故に遭わない環境づくりということで現在取り組んでおりまして他にも高齢者への対策に取り組んでいく必要があると思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

○生活環境部

生活環境部です。今ご審議いただいている基本計画に関連することですが、生活環境部の方でも消費者基本計画というものを現在、令和4年度に向けて計画の策定作業中がございます。やはりそういった私どもでも持っている計画と整合を図りながら必要な部分は、安全で安心な県づくりの計画の方にも盛り込んでいければと思っておりますので関連部局ともしっかりと連携をしていきたいと考えております。以上です。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

交通安全に関しまして宇月委員ですね、現段階の評価としては、数字として達成しているので交通安全はAという評価が出ているんですけども、そういうことも含めて交通安全の方から、例えば認知症の問題とかですね、色々交通事故が高齢者が多いとかですね、そういう点も含めて何かご意見とかございませんでしょうか。

○宇月委員

交通安全の宇月ですが、交通安全母の会では、高齢者世帯の訪問活動とか街頭啓発活動とかによって反射材を配布したり、高齢者交通事故を呼びかけて、直接高齢者にお店の前で啓発活動をしているのですが、なかなか配ってもそれを付けてもらえないというのもありましたりするんで、高齢者と子どもの訪問活動や街頭啓発活動とかを実施しておりますが、認知症の方はちょっと各家庭で見守っていただくしかないのかなと思っております。

○奥原会長

認知症の方に限らず、何か活動が今までの色々な手段からこぼれてしまっている方、今ですと反射材とかつけないとかいらぬとか言う人とかですね、そういうような方に対するケアですね。

○宇月委員

配ってすぐに靴のところに貼る反射材は即時貼ってあげると喜んで付けていただけるんですが、付けてあげないと持ち帰ってそのままになってしまっていて付けないので、やっぱり高齢者の方が買い物とかそういうのは自分で運転できないと、歩いて行くようになると交通手段が無い場合は、都会だと20分おき、30分おきにバスが来たりするんですが、僻地になると1時間に一本のバスですとなかなか買い物に行けないとか、そういったときに近所の人に助けていただいたりすれば、高齢者の交通事故も少しは減るのかなと思っております。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

そういう交通安全そのものっていうのもありますし、場合によっては近所の方の手伝いとかそういうことにも関わってくるということですね。

松本委員、挙手されていたようでしたのでお願いします。

○松本委員

認知症の方への関わり方というか、私の専門が認知症でございますから、認知症の方へのケアについての勉強会とかまたは家族会とかの支援をしているのですが、頭ごなしに認知症の方に関わってもらっても本人にとっては辛い部分がありますので、今、市町村単位でいわゆる地域包括ケアシステムであるとか、またはオレンジプランと言いまして認知症に特化した施策を様々な形でやっていると思うんですね。特にそういった認知症の方の逆走とか車の運転の問題とかに関しては地域ケア会議というもので例えば地域包括支援センターなんかを中心となって地域の方にやっていると思いますので、その辺と横の連携を取りながら各団体がやっていくとお年寄りの人たちとか家族を孤立させないで支援できると思いますので交通安全の方々と一緒に、福祉関係の方々とも一緒に連携していくと良いかなと思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

今回この認知症の件というのはなかなか表に出しにくい点もございますけれども、今回の施策展開の中では、そういう部分を具体的に何か取り上げている部分があるんでしょう

か。

○松本委員

4の虐待の推進のところで権利擁護という言葉が入ればですね、それは認知症の方への生活支援、または虐待の予防にもつながると思うんですね。やはりそういった弱い立場の人々をどのようにみんなを守っていくのかということ、もちろん交通事故を含めた上での予防的な施策にもつながると思いますので、是非、お年寄り、認知症の方へのいわゆる権利擁護の視点というものをみんなで作っていければ予防につながると思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

今のこういった計画づくりの方への参考までに何かそういう福島県の中でこういうところを参考にしたらどうかですね、具体的にいうとこういうものなんだというものはございますか。今の松本委員のお話に倣えたような。権利擁護というのはかなり言葉の問題だと思いますけれども、そういうものを踏まえて例えばオレンジプランを上手くやってこんなのを福島県も取り入れたらどうですかとかですね、そんなのが松本委員の知ってらっしゃる範囲で何かございますでしょうか。

○松本委員

私の方では、今年の4月から重層的相談支援事業というものが始まって社会福祉課の方でやっていると思うんですけども、県社協の方に事業の展開を委託しているような段階なんですけれども、そういった相談体制をですね、今までよりももっと密にまたはもっと身近なものにしていくためにも体制づくりを今年の4月から取りかかったところです。認知症の方を踏まえた上での様々なアウトリーチといいますかね、こちらから出向いていった体制づくりをもっと推進していくことは非常に重要なことではないかなと私は思っています。まだまだこれからの展開になると思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

松本委員からもありましたように一種の相談ですね、実際に具体的な困ったことになっているというよりは、どちらかというとその手前の不安解消とかもしくは問題をこじらせないためにも色々な方々のお知恵を横に並べていくためにも相談の窓口を作ってそこに色々な情報を集めたり専門家を入れて色々な多面的解決していくと、そういうことが色々な形でトライアルされると出ると思いますので比較的新しい、まあ認知症の問題というのはこれから団塊の世代が急速に数を増やしていくので数が増えてきますけれども、こういう問題についての対応というのが新基本計画の中でも大きな課題になると思いますので、

先ほど田崎委員が言われたように分かりやすく身近なところでそういう相談体制とか窓口があるんですよっていうのを上手くメッセージとして提供していただくと消費者問題についてもそうですけれども、個々の主体にとっては色々な情報が分からないので、どうしても断片的なことについて悩んでしまうということなのでそういうことを横にインテグレーションしていくような仕組みというんですかね、そういうのが今回次の新基本計画では分かりやすくご提示いただくと県民といいますか読んでる方もこういうセーフティネットがあるのかと、どんどん利用していこうと、そういう風に進んでいきますので是非お願いしたいと思います。それでは他にございますでしょうか。佐々木委員お願いします。

○佐々木委員

こんにちは、福大の佐々木です。私は大きなことを感想みたいな形なんですけれども、挙げさせていただきたいのですけれども、今回の基本的事項を見ると、これはある意味当然のことだと思うんですけれども、自助と共助というところが強調されているということなんですよね。安全とか安心に関わる問題というのは、公助だけでは何とかなるような問題でもないし、公助におまかせするような状況では絶対にだめなわけですよ。そういうわけでは自助とか共助とかきちっと育てていくというか力を発揮していただくということが大事だと思うんですけれども、他方で公助というものが欠けていいのかというところではなくて、やっぱり自助・共助・公助、3つがそれぞれの役割を果たさなければいけないし、協力しなければならないわけですよ。ですから、その当たりのニュアンスというのがこの書きっぷりだと抜けちゃっている感じがすごくするんですよ。それで実際の方向性というところで防災の推進だとか防犯の推進だとか個別の方向性のところを見ると、それぞれちゃんと自助も共助も公助も入ってたりしますよね。1のところに入っていますし、3の防犯の推進のところにも入っていますし、あと食品の安全確保のところでも県民は自分たちだけで安全を判断することが難しい状況があることから情報を普及して発信しなければならないという形で公助の役割みたいなのも書いてあったりして、やはり実際には3つがきちっと柱立てしているということは当然意識されていると思うんですけれども、基本計画のところでも強調して良いと思うんですよ、自助と共助をきちっともつと力を発揮していただかないと実際にはこれから上手くいきませんよということを書かないといけないと思うんですけれどもそれを前提として3者がきちっと協力し合うんだということも書いておかないと、自助と共助だけが取り出されているように見えてしまうと思うんですよ、実際はそうではないのに。ですからその辺をもう少し書き方として工夫された方がいいんじゃないかなという風に私はちょっと感じております。もしかしらこれは忘れてしまいましたけれども条例の中にしっかりとそういったところが書かれてないのかもしれない、その辺、記憶がはっきりしていないですけれども、そういうことを含めてもう少し公助の位置づけっていうんですかね、そのことも含めてきちっと基本方針のところやや盛り込むこともやられたらいいんじゃないかという風に、これは私の感想なので、絶対に

そうではなければならぬわけではないと思うんですけれども、強調するのは分かるんですけれども。以上です。

○奥原会長

ありがとうございました。

今の佐々木委員のご指摘、多分公助も入っていると思うんですけれども、その辺事務局の条例の方から奮闘なさった千葉課長はよくご存じだと思うんですけれども。

○千葉課長

ただいまご指摘のとおりですね、書きぶりとしてあえて自助共助を今回強調したという方が正しいかと思います。ただ、どうしても現行計画がですね、かなり書き込みが多くて実際に自助・共助の部分が埋没しているのではないかという部分もございまして方向性としてご提示させていただいたというところがございます。まさに公助があった上で自助・共助を埋めていただくか、あるいは公助の限界を知っていただいた上ですね、自助・共助の役割をしていくかというのは本当に重要な点でございますし、それを前提を踏まえて条例は逆に言うと自助・共助をお願いしなくてはいけない部分があるので条例化したという記憶でございますし、最初に申し上げた安全で安心な県づくりの定義そのものがまさに自主的活動をしていただくということと、それに対して活動促進していただくという形で位置づけておりますので、そういう意味では、いわば公助の部分は従来、行政として果たしている部分と理解しておりますが、それに欠けている部分を条例なり、計画で強調したということと考えておるところです。ただ、見え方としてですね、逃げてるとか違う観点だとかだと心外な部分もございまして、状況も分かっていたら自助・共助やっただけということが非常に重要かと思っておりますので書きぶりについては参考にさせていただきたいと思っております。またご相談させていただければと思います。

○奥原会長

はい、ありがとうございます。

元々、事務局からご説明いただいたように安全安心基本計画そのものが自助共助を基礎とした自主活動を促進しようという柱と、それから市町村、公助になるかもしれませんが、そういうものを促進するための県とか市町村とかですね、そういう色んな団体かもしれませんが環境整備を推進しよう、そういう二本立てになっているんですよということを説明いただいたものなので、1ページ目の計画の位置付けの自助・共助が特出しされてしまっているという風に見えると、佐々木委員のご指摘ですから、この辺は工夫なさって、元々の基本精神といいますか、戻ると共にもう少し分かりやすく公助も逃げてないというのも変ですけども重要なプロデューサー役の役割を果たしているんだっていうことを何か位置付け、公助の位置付けっていうんですかね、そういうものもここでい

う計画の位置付けの（３）になるかもしれませんが、そういうものを入れていただく工夫をいただければと思います。

それでは、ご発言いただいているんですけども、熊田芳江委員何かございましたらお願いします。

○熊田芳江委員

色々と出尽くした感じはするのですが、私が気になったのは虐待がここ１０年で１０倍になっているということなんですよ。それで、やはり全体の計画の中でも先ほどから言われているように表面は自助とか共助という部分にされていて意識の向上だったり普及啓発だったりとか、そのような感じで表現されているんですけども、虐待をされる側もする側もこれは虐待なんだという意識がなかったりだとか、社会全体が弱くなっているのではないかなと気もしますので、そういう意味でそういう弱い人たちの視点に立った安全対策でないといけないんじゃないかなと思うんですね。それを使えない、災害があった時には一番犠牲になりやすいのがそういう方たちだったりすると思うんですよ。そういう意味で、もうちょっと弱い立場の人たちに理解しやすい分かりやすい表現で政策にしていきたいなということです。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

この点については、色んなところで繰り返し言われている点ですけども、改めて是非お願いしたいということでございますね。

熊田真市委員の方で被害者支援とかそういうこととか何かございましたらお願いします。

○熊田真市委員

このとおりですね、今後の計画については被害者支援については抜かれるということになりまして、９月の議会に特化条例が提出される予定でございます。９月の議会で制定されましたら来年の４月に施行になるということですので別に被害者支援の計画については条例が制定後施行までの間に協議しながら推進計画案を作っていくということになりますので別個立てということになりますので、これまで推進会議に混ぜていただきありがとうございました。御礼を申し上げます。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

今後ともこの一つの分野というところでは無くなりますけれども、被害者支援についての部分については各論としてですね、この中で取り上げていくということで。

○熊田真市委員

そういうことですね。この10項目の被害者支援そのものは無くなるんですけども、犯罪の被害者という意味ではですね、防犯、虐待、交通安全、全て関わってきますので、各論的に参加したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○奥原会長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一通り皆さんからお伺いして事務局からも対応方向とか伺ったところでございますが、他に何かございますでしょうか。先ほど事務局からお話あったように11月にはですね、今日の話の踏まえて2回目の会議を開催されるということでございますが、2ヶ月後になりますので、もし何かございましたらですね、メールでもFAXでも電話でも結構でございますが、事務局の方にですね、この点言い忘れたとかですね。こういう点が大事だと思うので是非よろしくとか、そういうことをお伝えいただければと思います。

そういう意味で言いますと1年ぶりですと色々とお話を伺ったところでございますが、非常に有意義なご指摘をたくさんいただきまして、どれが大事ってことはもちろん無いんですけども、今年の3月までということで動いていた安全安心基本計画と今検討いただいている新基本計画の大きな違いといいますかね、こういう点については少し重点的に検討してほしいというお話がですね、全体として3つぐらいあったのかなと思いますので、それを整理させていただければと思いますが、1つは、やはり松本委員と熊田委員からもお話あったところでございますけれども、いわゆる社会的弱者といいますか、虐待とかそういうことも含めて、どうしてもそういう弱い立場ですね、弱い立場から田崎委員の言われた落ちこぼれが無いようにといいますか、そういうような部分、そういうように今まで前計画でももちろんあったと思いますけれども今後そういう虐待ということを取り上げても、このコロナの中でですね、急速に虐待が10倍になったとか、そういうある種の社会的な歪みといいますかですね、そういうものをバックにしたような社会的弱者対策というんでしょうか、そういう部分を少し分かりやすく取り上げてみてほしいというのが1つでございます。これについては、県の方で検討されている総合計画の中でもですね、これはSDGsも取り上げているので分かりにくいという点もあるのですが、考え方で言いますと誰一人取り残されないという考え方ですね、そういう社会的ハンディキャップを持っている方も含めてですけども、そういう方々に対しても温かくフォローしていったあげられるような仕組みですね、そういう方々がどうしても今までは世の中の片隅で足がすくんでしまっているという部分を上手く社会全体としてケアしていったあげられるような自主的な組織活動といったらいいんでしょうかね、この横断的な部分、そういうものを是非行政がプロデューサーになって横広にですね広げていったあげられるような仕組みをですね、1点目では是非作っていただけたらと思います。これは松本委員からもメリハリをつけた

らどうかというようなお話がございましたが、まさに世の中が今直面しているそういうこともつながると思いますので場合によっては今年、このコロナ禍の中で出していくのであれば、ある種安全安心な計画の目玉というか説得力のある言い方の一つになるのではないかなという気もしますので社会的弱者といいますか、そういう誰一人取り残されない安全安心な社会づくりという部分を具体的に取り上げていく、これを位置付けとしては基本方針に入れてくれたような考えになるような気がしますけれども、事務局でご検討いただければと思います。

2点目についてはですね、いくつかのことでございましたが、色んな団体がデータなり情報を持っているんだけど、共有されていない、それが結局ワンストップで色々な情報が対応できないということ、これはコロナなんかでも同じように陽性の方の情報がバラバラになってしまっただけの場合によっては広域保健所でお持ちの自宅療養者の名簿がですね、市町村が持てないということで色々な問題をまさに発生させているということで、これは個人情報保護の観点からそうになっているということで、福島県もまさにそういう状況になっているんですが、いくつかの県ではそれを市町村とか県とか各種団体の間であらかじめ覚え書きでですね、乗り越えておくということで個人情報保護の壁を乗り越えて情報共有しているということもございますので、先ほどの認知症のお話ですとか同じようにオープンにするというわけではございませんけれども何らかの取り決めをして情報共有しておくというようなことで色々な事態に対応しやすくしていくというようなことで、法律とか色々な問題があると思うんですけれども、そういうような縦横に情報をですね、必要なところに情報共有できるような仕組みといいますか、ハードでもないしソフトでもないし、運用のお話になると思うんですけれども、そういう考え方を次の安全安心な基本計画ではですね、全てを網羅できないと思いますけれども、そういうような計画、一種の制度の狭間といたった考え方かもしれませんけれども、制度の狭間で落ちていくような情報を横に流してあげられるような仕組みを是非つくっていただければというように考えます。

3点目としてはですね、こういう色々な活動、SDGs的な活動の話として整理すれば分かりやすいんだけど、かといって田崎委員からもございましたように身近なところからといていくという分かりやすさ、単に言葉が分かりやすいというよりは、どちらかという活動とかそういうものがすごく分かりやすく、身近なところでこれを記述してある、これは1点目にもつながると思うんですけれども、こういうときにはこうしなさいと、こういうときにはこういう風なところに相談しなさいとか、こういうときにはこんな情報を取りにいきなさいとか、そういうようなことですね、3点目については特に今は色々なインターネットといいますか、携帯といいますか、広く言うとDXとか、色々な仕組みでですね、アプリなり情報はアクセスできるようになってきていますので相談センターの連絡先とか、それこそ包括的にコールセンターがあって聞いてそれをAIで判断してすぐに次の方につないであげるとかですね、そういう時代がきていますので、そういう部分も含めてですね、身近なところに情報を置いてあげたり、身近なところに仕組みを置いてあげる、

そういうことを是非気をつけながら、目配りしながら計画を作っただけであればというように、そういうようなことで具体的にはそれをこういう考え方で11月にいただける計画に、こういう風に反映していただいたんだなということですね、反映していただけるといいなという点を3つばかり整理させていただきました。皆さん色々な形で各委員からそういったことをお話していただいたんだらうと私なりに解釈して整理させていただきました。ありがとうございます。

それでは、時間もだいぶ過ぎましたので、これでご意見が無ければ以上で本日の議題につきましては、全て終了ということにさせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。次回は11月に開催ということになりますので是非そのときにはまたよろしくをお願いします。

○半澤主幹

ありがとうございました。議事(1)で農林水産部の方で後日回答とありました件で今ご回答していただけるということでしたのでお願いします。

○農林水産部

農林水産部の戸城と申します。横田委員の方から先ほどご質問ありました資料1-3の12ページ、食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示率が平成27年をピークに年々下がっているというご指摘があったんですけれども担当課に確認しましたところ、横田委員からもお話ありましたとおり、平成27年に法改正がありまして、県民の安全安心を最優先にまずは比較的取扱いの量が多い店舗を優先的に検査をしたということで、そういった店舗は体制がしっかりしておりますので適正表示率が高かったんですけれども、毎年まだ行っていない店舗を順番に検査していくという中で比較的小さい店舗に移っていく中で率が下がってきたということになります。新しい計画の指標に入ってくるかどうかは今後の議論になるかと思うのですが、一巡してくれば、数値が上がってくるかと思います。なお、たまたまではあるんですけれども、横田委員につきましては、明日開催します農業振興審議会の委員も兼ねているということで、その前に我々の方で接触する機会がございますので横田委員には皆様にご説明した同じことを個別に差し上げて説明に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○奥原会長

はい、ありがとうございました。

○半澤主幹

説明の方は以上となります。なお、事務局から1点お詫びなのですが、今回の会議資料が皆さんのお手元に届くのが遅れたかと思います。十分に確認していただく時間がおとり

できなかった点ですね、大変申し訳ございませんでした。課長からもありましたとおり、11月に向けてご意見をいただきたいと思ひますし、本日の未対応分も含めてそういったご意見に対する回答をさせていただいて11月の会議を迎えたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。それでは以上をもちまして福島県安全で安心な県づくり推進会議を閉会といたします。ありがとうございました。